

公益社団法人本宮市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条の規定に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 3,000円（年額）
- (2) 特別会員 2,000円（年額）
- (3) 賛助会員 1,000円（年額）

2 年度途中においてセンターに入会する正会員の会費は、前項の規定にかかわらず、別表に定める額とする。

3 第1項第1号の会費は、病気等の理由で理事会の承認を得た場合は、減額又は免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事会において入会が承認された後、1ヶ月以内に納入する者とする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益的目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表：第2条第2号関係

入会時期	会費徴収額
4月から 9月	3,000円
10月から12月	2,000円
翌1月から 3月	1,000円

第2条第2項関係

会 費 （猶予・減免・免除） 申 請 書

年 月
日

公益社団法人本宮市シルバー人材センター
理事長 根 本 守 様

会員番号
氏 名

⑩

年 月 日公益社団法人本宮市シルバー人材センターの
会員に登録いたしました。

次の事由のより、会費を(猶予・減免・免除)していただきたく申請
いたします。

申 請 の 事 由	

理事長	事務局長	次長	課長	職 員

承認月日	年 月
	日

備 考	
-----	--